

岡議議第701号

令和3年11月24日

市議会議員様

市議会議長 和氣 健

11月定例市議会の運営について

本日の議会運営委員会において、11月定例岡山市議会を別紙要領で運営することに決定されたので御了承願います。

令和3年11月定例会市議会運営要領

月 日(曜)	運営要領(審議日程)
11月30日(火)	<p>◎ 本会議(第1日)午前10時</p> <p>○ 諸報告(委員の選任報告及び所属変更報告, 例月現金出納検査の結果, 陳情の処理結果, 説明者の異動及び議員派遣)</p> <p>1 議席の指定及び変更について</p> <p>2 会期の決定について</p> <p>3 決第1号令和2年度岡山市一般会計歳入歳出決算について, 以下17件の決算及び甲第199号議案令和2年度岡山市水道事業剰余金の処分について, 以下3件の剰余金処分議案=委員長報告-審議-議決</p> <p>4 報告(専決処分)12件=説明</p> <p>5 甲第212号議案岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について=説明-質疑-委員会付託</p> <p>～ 本 会 議 休 憩 ～</p> <p>○ 総 務 委 員 会</p> <p>～ 本 会 議 再 開 ～</p> <p>委員長報告-審議-議決</p> <p>6 甲第202号議案令和3年度岡山市一般会計補正予算(第5号)について, 以下56件=説明</p>
12月1日(水) 12月2日(木) 12月3日(金) 12月4日(土) 12月5日(日)	休 会
12月6日(月)	◎ 本会議(第2日)午前10時 1 議案に対する質疑並びに質問(代表質問)
12月7日(火)	◎ 本会議(第3日)午前10時 1 議案に対する質疑並びに質問(代表質問)
12月8日(水)	◎ 本会議(第4日)午前10時 1 議案に対する質疑並びに質問(代表質問)
12月9日(木)	◎ 本会議(第5日)午前10時 1 議案に対する質疑並びに質問(個人質問)
12月10日(金)	◎ 本会議(第6日)午前10時 1 議案に対する質疑並びに質問(個人質問) 2 子育て世帯に対する給付に係る補正予算について=説明
12月11日(土) 12月12日(日)	休 会
12月13日(月)	◎ 本会議(第7日)午前10時 1 議案に対する質疑並びに質問(個人質問)
12月14日(火)	◎ 本会議(第8日)午前10時 1 議案に対する質疑並びに質問(個人質問)
12月15日(水)	◎ 本会議(第9日)午前10時 1 議案に対する質疑並びに質問(個人質問)=委員会付託 請願・陳情=委員会付託(文書付託) 2 子育て世帯に対する給付に係る補正予算について=質疑-委員会付託
12月16日(木)	休 会(常任委員会開会)
12月17日(金)	休 会(常任委員会予備日)
12月18日(土) 12月19日(日)	休 会
12月20日(月)	休 会(事務整理日, 議会運営委員会)
12月21日(火)	◎ 本会議(最終日)午前10時 1 議案=委員長報告-審議-議決 2 請願・陳情=委員会報告-審議-議決 3 教育委員会委員の任命同意について=説明-審議-議決 4 議員派遣について=議決 5 閉会中の継続審査及び継続調査の申出(常任委員会, 議会運営委員会)=議決

◎ 議案に対する質疑並びに質問

(1) 代表質問

- ア 代表質問は、上程された議案に対する質疑と質問を併せて行う。
- イ 所属議員5人以上の会派代表の質問時間は、1人3回合計で60分以内とし、順序は次の順序による。
- (1 自民党新政会, 2 公明党, 3 自民党政隆会, 4 自民党市議団, 5 日本共産党, 6 おかやま創政会)
- ウ 代表質問の通告期間は、11月定例会開会日の本会議散会後から、その会派の代表質問に入る日の3日前(市の休日を除く。)の午後5時までとする。なお、発言通告受付時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

[発言通告締切日表…6ページ]

(2) 個人質問

- ア 個人質問は、上程された議案に対する質疑と質問を併せて行う。また、質問方式については、一問一答方式を選択することができる。
- イ 発言時間は、1人3回合計で20分以内とする。
- 一問一答方式の発言時間は、回数に制限なく、合計20分以内とする。
- ウ 個人質問の通告期間は、11月定例会開会日の本会議散会後から12月6日の午後1時までとする。なお、発言通告受付時間は、原則として午前8時30分から午後5時まで(通告締切日を除く。)とする。
- エ 個人質問の発言順序は、通告順とする。ただし、発言通告期間の最初と最後の1時間についてはそれぞれ抽選とする。

(3) 代表質問、個人質問の聞き取り場所

- ア 代表質問、個人質問の聞き取り場所については、下表のとおりとする。なお、聞き取りは対面により行うものとする。

所属会派名	聞き取り場所
自民党政隆会	自民党政隆会応接室
日本共産党	日本共産党応接室
公明党	公明党面談室(2階・旧ミーティングルーム)
自民党市議団	第1会議室(12月3日及び6日は総務委員会室)
おかやま創政会	第1面談室
自民党新政会	自民党新政会応接室
その他会派	第3応接室

◎ 代表質問、個人質問の発言通告について

(1) 発言通告書の記載要領は、次のとおりとする。

ア 質疑は、議案等事件名と質疑の要旨を記載する。

イ 質問は、質問事項の具体的項目を記載するものとし、「市長の政治姿勢について」「〇〇行政について」「その他」のみの記載は認めない。

ウ 個人質問を行う者は、質問方式の別（一括又は一問一答）を発言通告書に記載すること。

(2) 発言通告書は、直接本人が提出するものとし、本人以外の者による発言通告書の提出は認めない。

(3) 代表質問並びに個人質問を行う者は、その者が質問を行う日の3日前（市の休日を除く。）の午後5時までに、当局に対し、質問内容が十分わかり、答弁準備のできる詳細な質問要旨を提出すること。

なお、質問要旨は、総務法制企画課宛てに電子メール（[soumu@city.okayama.lg.jp](mailto:soumu@city.okayama.lg.jp)）またはFAX（086-803-1840）により提出すること。

(4) 代表質問、個人質問に当たっては、通告内容を厳守すること。

(5) 重複の質疑、質問は避けるものとする。なお、重複の場合、当局答弁については、「〇〇議員への答弁のとおり」等、簡略化すること。

◎ 請願・陳情の締切期限は、12月8日午後5時とする。

◎ 議事日程の文書配布について

本会議第1日目（11月30日）、第2日目（12月6日）、第5日目（12月9日）、第6日目（12月10日）、第7日目（12月13日）、第9日目（12月15日）、最終日（12月21日）以外の議事日程は、議長宣告を行い、文書配布は省略するものとする。

令和3年11月定例市議会会議録署名議員予定者

本会議第1日 (11月30日)	寺林 綾乃	小川 信幸
本会議第2日 (12月 6日)	花岡栄太郎	楠木 忠司
本会議第3日 (12月 7日)	吉本 賢二	小林 寿雄
本会議第4日 (12月 8日)	森田 卓司	則武 宣弘
本会議第5日 (12月 9日)	田尻 祐二	竹永 光恵
本会議第6日 (12月10日)	田口 裕士	羽場頼三郎
本会議第7日 (12月13日)	宮武 博	成本 俊一
本会議第8日 (12月14日)	柳迫 和夫	三木 亮治
本会議第9日 (12月15日)	平元 道隆	江田 厚志
本会議最終日 (12月21日)	林 敏宏	松本 好厚

(参考)

令和3年11月定例市議会代表質問発言通告締切日

会 派 名	質 問 予 定 日	発 言 通 告 締 切 日
(所属議員5人以上の会派)		
1 自 民 党 新 政 会	12月 6日 (月)	12月 1日 (水) 午後5時
2 公 明 党	12月 6日 (月)	12月 1日 (水) 午後5時
3 自 民 党 政 隆 会	12月 7日 (火)	12月 2日 (木) 午後5時
4 自 民 党 市 議 団	12月 7日 (火)	12月 2日 (木) 午後5時
5 日 本 共 産 党	12月 8日 (水)	12月 3日 (金) 午後5時
6 お か や ま 創 政 会	12月 8日 (水)	12月 3日 (金) 午後5時